

6600

採

勅諭寫

我國^{わがくに}は軍^{ぐん}隊^{たい}は世^よ々^々天皇^{てん}は統^{とう}率^{そつ}し給^{たま}ふ所^{ところ}しそ
 昔^{むかし}神^{かみ}武^む天^{てん}皇^{かう}躬^みつから大^{おほ}伴^{とも}物^{もの}部^べの兵^{つよめ}とを率^{ひき}
 か中^{ちゆう}國^{こく}のま^まりろそぬをのどを討^うち平^{ひら}け給^{たま}ひ
 高^{たか}御^ご座^ざし即^{すなは}ちせられて天^{あめ}下^のあろしめし給^{たま}ひし
 より二^{ふた}千^{せん}五^ご百^{ひゃく}有^あ餘^り年^{ねん}を經^へぬ此^{この}間^{あひだ}世^よの樣^{さま}の移^{うつ}り
 換^かるし隨^{したが}ひし兵^{へい}制^{せい}の沿^{えん}革^{かく}も亦^{また}屢^{しばしば}ありき古^{いにしへ}は天^{てん}
 皇^{かう}躬^みつら軍^{ぐん}隊^{たい}を率^{ひき}か給^{たま}ふ御^{ごん}制^{せい}して時^{とき}つりて
 孝^{かう}皇^{かう}后^{こう}皇^{かう}太^{たい}子^しは代^からせ給^{たま}ふことありしつれど
 大^{おほ}凡^ふ兵^{へい}權^{けん}を臣^{しん}下^かし委^ゆね給^{たま}ふことありし中^{ちゆう}

世よに至いたりて文武ぶんぶ比せい制度ど皆みな唐國たうこく風ふうに倣あはせ給たまひ
 六衛府ろくゑいふを置おき左右馬寮さうまじょうを建たて防人さうじんと設たけら
 れしのハ兵制へいせいは整ととのひされとを打續うちつづける昇平しやうへいに
 狂あびて朝廷てうていの政務せいむを漸やうやく文弱ぶんじやくに流ながれければ兵農
 北へいのつら二ふたに分わかれ古乃この徵兵ちやうへいはいつとなく壯さう
 兵へいの姿まぶらに變かり遂つひに武士ぶしとあり兵馬へいばの權けんは一向いっ
 其その武士ぶしともの棟梁とうりやうたる者ものに歸かり世よの亂みだれと共とも
 政治せいぢの大權たいけんも亦また其手そのてに落おち凡およ七百年しちひゃくねんの閒武あひだ
 家の政治せいぢとはありぬ世よの様さまに移うつり換かえて斯かくる
 れるは人力ひきのちからもて挽回ひきかへをへきしのあらせとありひ

なから且は我國體に戻り且を我祖宗の御制に
 背き奉り淺閒しき次第なりき降りて弘化嘉永
 の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國代事とも
 起りて其侮を亦受けぬへき勢に迫りければ朕
 か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱
 し給ひしこそ忝くも又惶々然るも朕幼くし
 て天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返
 上し大名小名其版籍を奉還し年を経せして海
 内一統は世とあり古の制度に復しぬ是文武の
 忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖

宗の專蒼生を憐^{あは}れ給^{たま}ひ御遺澤^{ゆゑ}なりといへとも併^{ひま}我^{われ}臣民^{しんみん}の其心^{そのこころ}に順逆^{じゆんぎやく}の理^{ことわり}を辨^{わきま}へ大義^{たいぎ}の重^{おも}きを知^しざるか故^{ゆゑ}よこそあれされハ此時^{このとき}り於^おて兵制^{へいせい}を更^{あら}め我國^{わがくに}の光^{ひかり}を耀^{うやう}さんと思^{おも}ひ此^{この}十五年^{ごじゅうごねん}の程^{ほど}み陸海軍^{りくかいぐん}比制^{ひせい}をは今^{いま}れ様^{さま}よ建定^{さだ}めぬ夫兵^{それへい}馬^ま比^ひ大權^{たいけん}ハ朕^{ちん}か統^すふる所^{ところ}あれハ其司^{そのつかさ}々^々をこそ臣^{しん}下^かみは任^{まか}せられ其大綱^{そのたいかう}は朕親^{ちんしん}之^{これ}を攬^とり肯^あて臣^{しん}下^かよ委^{ゆた}ぬへきものにあ^あらび子^こや孫^{そん}々に至^{いた}るまて篤^{あつ}く斯旨^{このむね}を傳^{つた}へ天子^{てんし}は文武^{ぶんぶ}の大權^{たいけん}を掌^{しやう}握^{あく}せざるの義^ぎを存^{ぞん}して再^{ふた}中世^{ちゆうせ}以降^{いこう}の如^{ごと}き失體^{あしたい}なか

らんことを望むなり朕を汝等軍人の大元帥を
 るそされは朕を汝等を股肱と頼み汝等は朕を
 頭首と仰きてそ其親を特み深るるへき朕か國
 家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報い
 まわらるる事を得るも得ざるも汝等軍人か其
 職を盡せと盡さゝるとは由るそか我國の稜
 威振をさるることあらを汝等能く朕と其憂を共
 にせよ我武維揚里々其榮を耀させ朕汝等と其
 譽を偕よびへ汝等皆其職を守り朕と一心よ
 る里て力を國家の保護し盡さは我國の蒼生ハ

永く太平の福を受け我國に威烈を大し世界に
 光華とありぬへし朕斯を深く汝等軍人に望
 むるれハ猶訓諭すへき事こそほまいてや之を
 左に述へむ

一軍人の忠節を盡せを本分と見へし凡生を我
 國に稟くるもの誰かを國に報ゆるの心な
 るへき況して軍人たらん者を此心の固から
 て物物の用り立ち得へしとも思をれず軍人
 小して報國の心堅固ならさるハ如何程技藝
 熟し學術長ずるも猶偶人よひとしかは

へー其隊伍も整ひ節制も正しくとも忠節を存
 せざる軍隊ハ事ニ臨みて烏合の衆ニ同かる
 へー抑國家を保護し國權を維持せざる兵力
 小在れハ兵力の消長ハ是國運の盛衰あるこ
 とを辨へ世論小惑えは政治ニ拘らば只一
 途ニ己ろ本分の忠節を守り義ハ山嶽よりも
 重く死ハ鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を
 破りて不覺を取り汚名を受くるゐられ
 一軍人ハ禮儀を正しくせし凡軍人みち上元帥
 より下一卒み至るまで其閑み官職の階級は

りてとふ統屬ぞくをるのゑらららりら同列どうれつ同級どうきふとても停てい
 年ねん小せう新舊しんきうあれハ新任しんにんの者ものハ舊任きうにんのものもの小服せうふく
 〇 従じゆうせへたせのせ下級かきふのの者もの上官じやうくわんの命めい承たうりたま承せう
 ること實じつハ直たぢに朕ちんか命めいを承うりたまる義ぎなりと心得こころえ
 よ己おのれか隸屬れいふくをる所ところにらららりらとと上級じやうきふの者ものを
 勿も論ろん停年ていねんの己おのれより舊ふるきをの小對たい志しとと總すへ
 敬禮けいらいを盡つく以いへへ又また上級じやうきふの者ものを下級かきふのの
 小向むかひ聊いさを輕侮けいぶ驕傲きやうがうの振舞ふるまひははへへかららを公こう
 務むの爲ため小威嚴せういげんを主しゆととをる時ときハ格別かくべつををとと
 其外そのほかを務むめて懇ねん小取扱とりあつひ慈愛じあいを專一せんいつと心掛こころが

け上下一致して王事小勤勞せよ若軍人たる
 ものよして禮儀を紊る上を敬ハ下を惠ま
 せよ一致の和諧を失ひたらん小ハ雷一軍
 隊の蠱毒たるのみハ國家の爲にもゆる
 難き罪人なるへ
 一軍人は武勇を尙ふへ夫武勇ハ我國よそを
 古よりいと貴へる所なれを我國の臣民た
 らんもの武勇なくてハ叶ふまゝ況ハ軍人
 を戰に臨み敵に當るの職るれを片時も武勇
 を忘れてよかるへきかさハあれ武勇ヲ大

勇いゆうあせう里いらい小せう勇いゆうあせう里いらいとと同おなから後ご血ち氣きををやや里り粗そ
 暴ぼうのの振ふる舞まひああととせせんんハハ武ぶ勇ゆうととハハ謂いひひ難がたしし軍ぐん人じん
 たらたらむむせせのの常つね小よ能よくく義ぎ理りをを辨わへへ能よくく膽たん力りき
 をを練ねりり思し慮りよをを殫つふふてて事ことをを謀まるるへへ小せう敵てきたたりり
 ととをを侮あららずず大たい敵てきたたりりととをを懼おそままずず己おのれのの武ぶ職しやくをを
 盡つくくささむむここそそ誠まことのの大たい勇いゆう小せうああままさされれハハ武ぶ勇ゆうをを
 尚たふふふせせののハハ常つね々々人ひとみみ接まははるるハハ温おん和わをを第だい一いちとと
 諸しよ人にんのの愛あい敬けいをを得えむむ心こころ掛かけけよよ由よるるきき勇ゆうをを
 好このみみてて猛まう威いをを振ふるひひたたららハハ果えて々々世よの人ひとをを忌いと嫌きらひひ
 てて豺さい狼らうああのの如ごとくく思おもひひななむむ心こころすすへへききここととよよ

こそ

一軍人ハ信義を重んずへ凡信義を守る事と
 常の道ヲ為あれとわきて軍人ハ信義なくて
 一日も隊伍の中ニ交りてあらんこと難か
 るへ信と為己か言を踐行ひ義と為己り分
 を盡せをいふありされハ信義を盡さむと思
 ハ始より其事の成し得へきり得へりらさ
 るるを審し思考せへ庸氣ある事を假初
 諾ひてよく其関係を結ひ後ニ至りて信義
 を立てんとせられハ進退谷りて身の措き所

苦むことあり悔ゆとも其詮るゝ始に能く事
 の順逆を辨へ理非を考へ其言を所詮踐むへ
 りら老と知里其義ハとてを守るへから老と
 悟里なハ速に止るこそよけ古より或ハ小
 節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或
 ハ公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守り
 たりたら英雄豪傑とをか禍に遭ひ身を滅し屍
 の上の汚名を後世まで遺せること其例尠の
 りぬを深く警めてやハあるへき
 一軍人の質素を旨とせへゝ凡質素を旨とせき

れハ文弱ぶんじやくニ流れながれ輕薄けいぱくニ趨そり驕奢きょうしゃ華靡かびの風ふうを
 好このみ遂つひニ多貪たん汚をニ陷おちりて志こころざしを無下むげニ賤いやしくゑ
 節操せつさうも武勇ぶゆうも其甲斐そのあひゑなく世人よのひとハ爪つまをたぎ
 せらるゝ迄まで至いたりぬへく其身そのみ生涯まやうびいの不幸ふくな
 りといふも中なかニ愚おろかり此風このふう一ひともひ軍人ぐんじんの閒あひだ
 ニ起おこりてハ彼の傳染病でんせんびやうの如ごとく蔓延まんえんニ土風どふうも
 兵氣へいきも頓とんニ衰おろへぬへたこと明あやかり朕深ちんふかく之これ
 を懼おそれて曩さきニ免黜めんちゆう條例れいぎを施行しうこうニ略りやく此事このことを誠まこと
 め置おきつれと猶なほも其惡習そのあくしゆの出いでんことを憂うれむ
 て心安こころやすらぬハ故こゝろ小又また之これを訓しんふるそのかニ汝なんぢ

等軍人ゆゑ此訓誡を等閑ふる思ひそ

右の五ヶ條ハ軍人たらんをの暫を忽すへあ

らせさて之を行ハんふハ一の誠心ころ大切

は抑此五ヶ條ハ我軍人の精神ふして一の誠心

ハ又五ヶ條の精神あり心誠あらさきハ如何

る嘉言を善行を皆うハへの裝飾ふて何の用

かハ立つへき心たふ誠あれハ何事を成るをの

ろかゝ況してや此五ヶ條ハ天地の公道人倫の

常經あり行ひ易く守り易く汝等軍人能く朕か

訓ふ遵ひて此道を守り行ひ國小報ゆるの務を

御名

明治十五年一月四日

盡つくさを日本は ほん國こくに蒼さう生せい舉こぞりて之これを悦よろこひるん朕ちん一いち

人ほんの懌よろこびのみあらんや